



就学継続支援事業制度のお知らせ

(新型コロナウイルス感染症対応)



与那原町では、新型コロナウイルス感染症による休業等により著しく収入が減少した子育て世帯に対して、学用品費等の一部を援助する制度を設けております。

就学継続支援を希望される方は、与那原町教育委員会学校教育課へ申請してください。

1. 支援対象者

(1) 与那原町に住所を有する児童生徒の保護者

(2) 与那原町立小中学校に区域外就学で通っている児童生徒の保護者

のどちらかであって、下記の全てに該当する世帯

①生活保護や準要保護、特別支援就学奨励費の対象者ではない

②新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等により収入が減少し、令和2年世帯収入見込額が、与那原町就学援助の基準額未満の世帯

*世帯収入見込額

(令和3年1月～令和3年12月のうち、任意の一月の世帯収入額×1.2)

【目安基準額】

世帯人数	家族構成	総収入額
2人	親1人、小学生1人	179万円
3人	親1人、中学生1人、小学生1人	226万円
4人	両親、中学生1人、小学生1人	250万円

世帯構成や家族の年齢などにより金額は異なります。

※同一住居で世帯分離している場合でも、同一世帯とみなすことがあります。

※出稼ぎ・単身赴任等で、住所が違う保護者についても同一世帯とみなします。

2. 支援費目と支給限度額（年額）

※認定される月により、支援される支給費目や金額が変わります。

【単位：円】

	通学用品費	校外活動費	宿泊学習費	学用品費	修学旅行費	給食費	医療費
小学校 (学年)	1,280 (2～6年)	1,360 (1～5年)	3,000 (5年)	7,600 (全学年)	16,000 (6年)	実費額 (全学年)	自己負担額 (全学年)
中学校 (学年)	1,280 (2・3年)	1,970 (1・2年)	—	14,880 (全学年)	65,000 (3年)	実費額 (全学年)	

※与那原町立以外の学校（区域外就学）→給食費と医療費については対象外。

※医療費は、①トラコーマ及び結膜炎②白癬、疥癬及び膿痂疹③中耳炎④慢性副鼻腔炎及びアデノイド⑤齲歯⑥寄生虫病(虫卵保有を含む)に限り、自己負担分が扶助されます。

※修学旅行費及び給食費は、旅行社、給食センターへ直接支給します。

3. 申請期間

～令和4年3月31日まで

※窓口での受付は、平日9時～16時迄です（12時から13時を除く）。

※結果は郵送にてお知らせいたします。

4. 申請に必要な書類

- ① 就学継続支援申請書（兼同意書・委任状）（様式第1号）
- ② 世帯収入申告書（別紙様式）
- ③ 収入が減少したことが確認できる書類（任意の一月分：18歳以上全員分）
（給与明細票、離職票、収支明細書、損益計算書 等）
- ④ 印鑑（認印可）
- ⑤ 保護者名義の預金通帳またはキャッシュカードの写し
- ⑥ 住民票謄本（区域外就学（町外から通学）の方のみ）

※①、②の様式は、担当課窓口で配布しております。

[（こちらのリンクからもダウンロードできます）](#)

5. 申請場所

与那原町教育委員会 学校教育課（与那原町役場仮庁舎2階）



申請窓口・お問い合わせ

与那原町教育委員会 学校教育課
（与那原町役場 2階）

電話 945-2361 <就学援助担当>